

令和8年度

固定資産税(償却資産)申告の手引

会津若松市

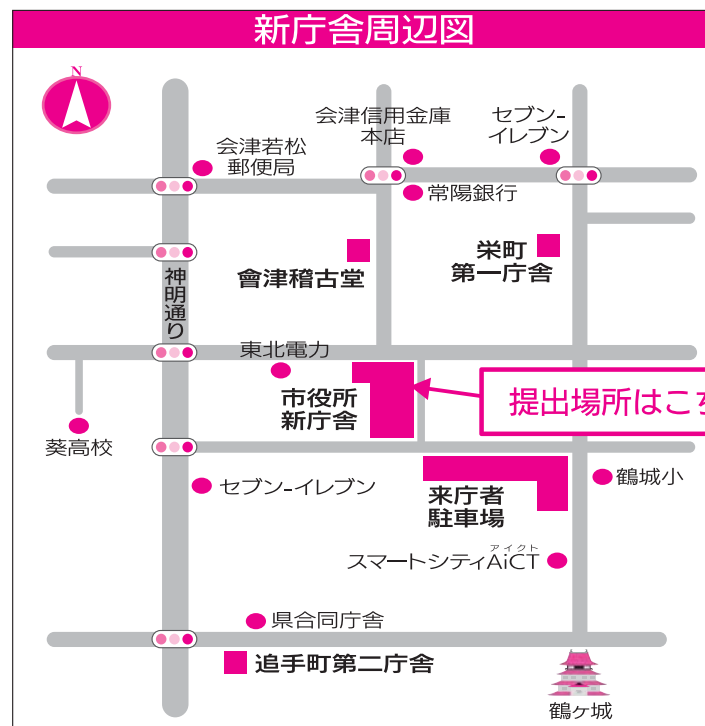
市税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地・家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象になります。償却資産は地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月1日現在(賦課期日)の所有資産を資産の所在する市町村長に申告していただくことになっています。

つきましては、この手引をお読みいただき、必ず期限内に申告をお願いします。

なお、申告書への押印は不要です。

提出期限	令和8年2月2日(月) 提出期限が近づきますと窓口の混雑が予想されますので、 1月26日(月) までの提出に御協力をお願いします。 電子申告(eLTAX)又は郵送でも提出ができます。
申告書提出先 (問い合わせ)	〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所 税務課 家屋・償却資産グループ 直通電話 0242(39)1225 (8:30~17:15)



申告書を郵送する場合は、切り取って宛名として御利用ください。

〒965-8601

会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所 税務課

家屋・償却資産グループ あて

(償却資産申告書在中)

目 次

I 償却資産とは

1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類とその具体例	1
3 業種別の主な償却資産と耐用年数	2
4 建築設備等における家屋と償却資産の区分	3～4

II 償却資産の申告

1 申告が必要な方	5
2 償却資産の範囲	5
3 少額の減価償却資産の取扱い	6
4 リース資産と納税義務者	6
5 課税標準の特例と非課税	7
6 申告方法	7～8
7 企業電算処理方式により申告する場合	8
8 提出書類	9
9 申告書の提出期限及び提出先	9

III 償却資産の課税

1 税額の計算方法	10～11
-----------	-------

IV その他

1 固定資産税(償却資産)と国税(法人税及び所得税)の主な相違点	12
2 実地調査への御協力をお願い	13
3 過年度への遡及	13
4 不申告、虚偽の申告をした場合	13
5 転出・廃業等に際してのお願い	13
6 個人番号又は法人番号の記載	13～14

V 記入例

1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)	15
2 種類別明細書(増加資産・全資産用)	16
3 種類別明細書(減少資産用)	17

I 償却資産とは

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(無形減価償却資産は除きます。)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。)をいいます(地方税法第341条第4号)。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品等が対象となります。

なお、「事業の用に供することができる」とは、所有者がその償却資産を自己の事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2 償却資産の種類とその具体例

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	駐車場の舗装・フェンス・門・庭園・緑化施設等の外構工事、屋上の看板等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 ※詳しくは3ページ〈家屋と償却資産の区分表〉を御参照ください。
2	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、各種産業用機械及び装置、大型特殊自動車(ナンバー0、00～09 及び 000～099 のもの)等
3	船 舶	貨物船、タンカー、漁船、釣船、曳船、ボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(ナンバー9、90～99 及び 900～999 のもの)、台車等 ※自動車税(種別割)の対象となる自動車、軽自動車税(種別割)の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除きます。
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	ルームエアコン、パソコン、机、椅子、テレビ、応接セット、金庫、冷蔵庫、自動販売機、陳列ケース、医療機器等の器具及び備品、ドリル、金型等の工具等

3 業種別の主な償却資産と耐用年数

※()内の数字はその業種における主な償却資産の耐用年数です。

業 種	資 産 の 具 体 例
共 通	応接セット(8)、キャビネット(15)、ロッカー(15)、金庫(20)、 複写機(5) 、タイムレコーダー(5)、自動販売機(5)、LAN設備(10)、ファクシミリ(5)、事務机(15)、椅子(15)、レジスター(5)、テレビ(5)、看板(20)、ネオンサイン(3)、パソコン(4又は5)、 エアコン(6) 、 太陽光発電設備(17) 、手さげ金庫(5)、金庫(20)
農 業	温室(ビニール製)(8)、給排水設備(15)、 乾燥機(7) 、モミスリ機(7)、種まき機(7)、皮むき機(7)
喫 茶 ・ 飲 食 業	テーブル(5)、カウンター(5)、レジスター(5)、テレビ(5)、ステレオ(5)、放送設備(6)、冷蔵庫(6)、 厨房用具(5) 、カラオケ機器(5)
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容いす(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、サインポール(3)
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス機(13)、ビニール包装設備(13)
ホ テ ル ・ 旅 館 業	ビデオ(5)、ベッド(8)、カラオケ機器(5)、製氷機(10)、看板(20)、ボイラー(15)、電話交換設備(6)
医 療 ・ 薬 局 業	陳列ケース(8)、ベッド(8)、分包器(6)、エックス線装置(6)、顕微鏡(8)、心電計(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)、投影機(8)、光学検査機器(8)、保育器(6)、冷蔵庫(6)、給食用厨房器具(5)
小 売 業	陳列ケース(6又は8)、冷蔵ストッカー(4)、店用簡易装備(3)
食 肉 ・ 鮮 魚 販 売 業	冷蔵庫(室)(6)、冷凍機(9)、陳列ケース(6又は8)、電子秤(5)、肉切機(9)、挽肉機(9)
精 米 業	精米機(7)、調質装置(7)、混米機(7)
ガソリン給油業	ガソリン計量機(8)、リフト(8)、充電機(4)、照明設備(15)、地下タンク(15 又は 25)、構内舗装(10 又は 15)、 キャノピー(45)
自 動 車 修 理 業	旋盤(15)、プレス(15)、オイルクリーナー(15)、カーウォッシャー(4)、充電機(8)、検査工具(5)、測定工具(5)
不 動 産 賃 貸 業 (貸 店 舗 、 アパート経営等)	舗装路面(10 又は 15) 、自転車置場(10)、排水溝、金属フェンス(10)、緑化施設(20)、金属門扉(10)、屋外給排水設備(15)、下水道接続設備(15)、屋外照明設備(15)、 受・変電設備(15) 、物置(地面に固定していないもの)(7又は 10)

4 建築設備等における家屋と償却資産の区分

(1) 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるものは、原則として家屋に含めて取り扱いますので、次に掲げる事業用のものは、償却資産として取り扱います。

ア 構造的に家屋と一体となっていないもの

イ 独立した機械及び装置としての性格の強いもの

ウ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等

エ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格の強いもの(ホテル等の厨房設備、洗濯設備等)

(2) 家屋の所有者以外の方(テナント等)が貸ビル・貸店舗等に施工した内外装・造作及び建築設備等の事業用資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、テナント等の方が御申請ください。

<家屋と償却資産の区分表>

※この表は、主な設備等の例示です。◎に該当する資産は償却資産として申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器・大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
その他の設備等	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

Ⅱ 償却資産の申告

1 申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況(種類、取得時期、取得価額、耐用年数等)を申告する必要があります。

申告内容に異動がない場合は、申告書「18 備考」欄の「2. 資産異動なし」に○を付けて提出してください。

また、事業を行っている方で償却資産を所有していない方は、申告書「18 備考」欄の「3. 該当資産なし」に○を付けて提出してください(15 ページの記入例を御参照ください。)

2 償却資産の範囲

(1) 申告の対象となる資産

ア 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、おおむね次の資産をいいます。なお、1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (ア) 税務会計上減価償却の対象となるべき資産
- (イ) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (ウ) 償却済資産(減価償却が終わった資産)
- (エ) 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- (オ) 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- (カ) 建設仮勘定に経理されているが、既に完成している資産
- (キ) 建物勘定(建築設備を含みます。)に経理されているものであっても、家屋に含まれない資産

イ 耐用年数が 1 年を超えて取得価額(1 個又は 1 組当たり)が 10 万円以上で、令和8年1月1日現在事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。

(2) 申告の対象とならない資産

ア 自動車税(種別割)の課税客体となる自動車、軽自動車税(種別割)の課税客体となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

※農耕作業用トラクタ(最高速度 35 km/時未満)は、令和2年度以降、軽自動車税(種別割)により課税されます。

※ナンバープレートの有無で判断するものではありませんので御注意ください。

- イ 牛、馬、果樹、その他生物(観賞用、興行用等のものは申告対象です。)
- ウ 無形固定資産(アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)
- エ 繰延資産(開業費、開発費等)
- オ 棚卸資産(商品、原材料等)
- カ 美術品等(時の経過によりその価値の減少しない資産)
- キ 劣化資産(冷媒、触媒、熱媒等)

3 少額の減価償却資産の取扱い

取得価額が 30 万円未満の資産の申告は、税務会計上の経理区分により次の表のとおり取扱いが異なります。

項目 取得価額	個別に減価償却 している資産	中小企業等の少額 減価償却資産特例	3年間一括償却	一時的に損金算入	
10万円未満	申告必要	申告必要	申告不要※	申告不要※	
10万円以上20万円未満					
20万円以上30万円未満					
30万円以上					

※令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。)の用に供する資産は当該償却方法の対象外となり、申告の必要があります。

4 リース資産と納税義務者

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告する場合があります。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	申告必要	申告不要
割賦販売に当たるようなリース資産	申告不要	申告必要

※所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方の申告をお願いします。

※割賦販売に当たるようなリースとは、外見上償却資産に係る賃貸借契約であっても、賃貸借期間満了後に当該償却資産を借主に無償譲渡することになっている場合等、実質的に所有権留保付きの売買とみられる場合をいいます。

法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産(20 万円未満)は申告不要です。

取得価額 \ 項目	リース資産 ファイナンスリース資産取引に係る資産
10万円未満	申告不要
10万円以上20万円未満	
20万円以上30万円未満	申告必要
30万円以上	

5 課税標準の特例と非課税

(1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条の規定に該当する資産は、課税標準の特例が適用されますので、該当する資産を所有する場合は、その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入し、特例該当資産であることを確認できる書類(主務官庁の許可書の写し、通知書、パンフレット等)を添えて申告してください。

(2) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条の規定に該当する資産は、非課税の対象となりますので、下記の方法で申告に合わせて申請してください。なお、非課税の対象となるのは、法で規定している事業にのみ供されている資産に限ります(地方税法 348 条第3項)。

ア 償却資産の非課税申請書を用意してください。

※会津若松市役所のホームページ「申請書ダウンロード 税」の「非課税規定の適用申請(償却)」を参照してください。

イ 種類別明細書(増加資産・全資産用)の該当する資産の摘要欄に、適用条項を記入してください。

ウ 非課税該当資産であることを確認できる書類(県知事からの事業が認可されたことを示す指定書や事業開始届、設置届など)を申請書に添付し、申告書とともに提出してください。

6 申告方法

(1) 書類による申告書等の申告方法

ア 償却資産申告書(記入例は 15 ページをご覧ください。)

申告書が送付された全ての方の提出が必要です。次の(ア)～(ウ)に該当する方も必ず提出してください。

(ア) 令和7年中に資産の増減がなかった方

⇒ 「18 備考」欄の「2.資産移動なし」を○で囲んで提出してください。

(イ) 該当資産がない方

⇒ 「18 備考」欄の「3.該当資産なし」を○で囲んで提出してください。

(ウ) 1月1日現在、すでに廃業・解散・転出等をしている方

⇒ 「18 備考」欄の「4.廃業・解散・転出等」を○で囲み、その日付を記入して提出してください。

イ 種類別明細書(増加資産・全資産用)(記入例は 16 ページをご覧ください。)

増加資産のある方、初めて申告される方で対象資産がある方は提出してください。

また、企業電算処理方式(8 ページを御参照ください。)で申告する方は、全ての資産の明細書が必要です。

ウ 種類別明細書(減少資産用)(記入例は 17 ページをご覧ください。)

資産の減少や他市町村への移動があった場合は提出が必要です。

また、廃業・解散・転出等をされた方についても資産の減少の申告をお願いします。

(2) インターネットによる電子申告

電子申告とは、eLTAX(エルタックス)を利用して申告データを送信する方法です。詳細は、eLTAX(エルタックス)のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

本手引を送付した全ての方に、償却資産申告書(種類別明細書)を同封していますが、電子申告を御利用の方は、書類の提出は不要です。

ア 企業電算処理方式(8 ページを御参照ください。)で申告する方

令和8年1月1日(賦課期日)現在、所有している全ての資産の申告をお願いします。

イ 「増加資産／減少資産申告」で申告する方

(ア) 本市に初めて申告する方

令和8年1月1日(賦課期日)現在、所有している全ての資産を、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に入力し、申告してください。

(イ) 本市にこれまで申告をしたことがある方

前年度までに申告した資産を印字した種類別明細書(増加資産・全資産用)を参考に、移動があったものについて御申告ください。

7 企業電算処理方式により申告する場合

企業電算処理方式とは、企業会計ソフト等を使用して1月1日時点で所有する全ての市への申告が必要な資産を申告し、申告書の取得価額(イ)(ロ)(ハ)(ニ)と(ホ)評価額、(ヘ)決定価格、(ト)課税標準額の全てを申告者が算出して申告する方法です。自社で作成した申告書を提出してください。企業電算処理方式で申告する場合は以下の(1)～(5)の点に御注意ください。

(1) 全ての資産の (ホ)評価額を算出してください。

原則として(ホ)評価額＝(ヘ)決定価格＝(ト)課税標準額となります。

(ホ)評価額の最低限度は、取得価額の5%になります。

(2) (ト)課税標準額は、特例適用により(ホ)、(ヘ)と異なる場合もあります。

(3) 種類別明細書は、全資産、増加資産、減少資産の3種類全てを提出してください。

(4) 申告された(ト)の数値に税率 1.5%を乗じた額を課税します。

(5) 一度、この方法で申告した方は、来年度以降もこの方法での申告をお願いします。

8 提出書類

名 称	内 容	備 考
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書を総括する申告書 (15 ページの記入例を参照してください。)	第 26 号様式
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	増加した資産の明細書・全資産の明細書 (16 ページの記入例を参照してください。)	第 26 号様式別表 1
種類別明細書 (減少資産用)	減少した資産の明細書 (17 ページの記入例を参照してください。)	第 26 号様式別表 2

<参考:申告方法による申告資産・提出書類(データ)一覧>

前 年 度 申告方法区分	申 告 し て い た だ く 方		申 告 資 産		提 出 書 類 (デ ー タ)		
			令和8年1月1日 現在において 所有している 全ての償却資産	令和7年中に 増加又は減少した 償却資産	第26号 様式 (申告書)	第26号 様式別表1 (増加資産・ 全資産用)	第26号 様式 別表2 (減少資産用)
書類による申告	初めて申告をする方		○		○	○	
	これまでに申告 をしたことがあ る方	増加又は減少した資産のある方	○		○	○	
		増加又は減少した資産のない方	○		○	○	
	償却資産を所有していない方				○		
	企業電算 処理方式	初めて申告をする方	○		○	○	
		これまでに申告をしたことがある方	○		○	○	
		償却資産を所有していない方			○		
電子申告	増加資産／ 減少資産申告	初めて申告をする方	○		○	○	
		これまでに申告 をしたことがあ る方		○	○	○	○
					○		
		償却資産を所有していない方			○		
	企業電算 処理方式	初めて申告をする方	○		○	○	
		これまでに申告をしたことがある方	○		○	○	
		償却資産を所有していない方			○		

9 申告書の提出期限及び提出先

申告書は令和8年2月2日(月)までに、会津若松市役所税務課の償却資産担当(表紙参照)へ提出してください。また、提出期限間近になりますと窓口が大変混み合いますので、早期の提出に御協力をお願いします。

申告書の本人控えを希望される方は、提出時に申告書の写しを持参してください。郵送で提出される方で本人控えを希望する場合は、必ず「申告書の写し」、「切手を貼付した返信用封筒」を同封してください。(※郵便料金を確認の上、切手を貼付してください。)

Ⅲ 償却資産の課税

1 税額の計算方法

(1) 課税標準額の計算

申告書の内容に基づき評価額を計算の上、価格を決定し課税標準額を計算します。
課税標準額の計算方法は次のとおりです。

ア 償却資産一件ごとに、初年度の場合は取得価額、次年度以降は前年度の評価額に耐用年数ごとの減価残存率をかけて評価額を算出します。

【評価額の算出方法】

(ア) 前年中に取得した資産

「取得価額」×「前年中取得資産の減価残存率(A)」＝「評価額」

※取得価額にはその資産を取得するのに必要な費用(据付費、運搬費等)を含みます。

(イ) 前年前に取得した資産

「前年度評価額」×「前年前取得資産の減価残存率(B)」＝「評価額」

※以降、毎年この計算方法で計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%相当額が評価額になります。

(減価残存率表)

耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中 取得 (A)	前年前 取得 (B)			前年中 取得 (A)	前年前 取得 (B)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

【評価額の計算例】

取得価額 30 万円のパソコン、令和7(2025)年8月取得、耐用年数4年の場合

年 度	計 算 式	評 価 額
令和8(2026)年度	300,000 円 × (前年中取得(A):0.781)	234,300 円
令和9(2027)年度	234,300 円 × (前年前取得(B):0.562)	131,676 円
令和 10(2028)年度	131,676 円 × 0.562	74,001 円
令和 11(2029)年度	74,001 円 × 0.562	41,588 円
令和 12(2030)年度	41,588 円 × 0.562	23,372 円
令和 13(2031)年度	$23,372 \text{ 円} \times 0.562 = 13,135 \text{ 円}$ $< 300,000 \text{ 円} \times 5\%$	15,000 円

※令和13(2031)年度で取得価額の5%(15,000円)より小さくなるため、令和13(2031)年度以降は15,000円が評価額となります。

イ 償却資産一件ごとに算出した「評価額」を合計します。

ウ 合計した「評価額」がその事業者の「決定価格」 = 「課税標準額」となります。

※課税標準の特例等が適用される場合には、「決定価格」 - 「課税標準の特例減少額」 = 「課税標準額」となります。

(2) 税額の計算

(1) で求めた「課税標準額」に税率をかけて税額を計算します。

「課税標準額(1,000 円未満切捨て)」 × 「税率 1.5 / 100」 = 「税額(100 円未満切捨て)」

※課税標準額の合計額が 150 万円(免税点)未満の場合は、その年の償却資産に対する課税はありませんが、**申告は必要です。**

IV その他

1 固定資産税（償却資産）と国税（法人税及び所得税）の 主な相違点

項 目	固定資産税 (償却資産)の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦年	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法 (国税では旧定率法に 当たる)	【平成 19 年3月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制(建物は旧定額法) 【平成 19 年4月1日～平成 28年3月 31日取得】 定率法、定額法等の選択制(建物は定額法) 【平成 28 年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制(建物、建物附属設備 及び構築物は定額法)
前 年 中 新 規 取 得 資 産	半年償却(1/2)	月割償却
圧 縮 記 帳 制 度	認めていない	認めている
中 小 企 業 の 少 額 減 価 償却資産の特例(※1)	認めていない	認めている
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却 (租 税 特 別 措 置 法)	認めていない	認めている
増 加 償 却 (法人税法・所得税法)	認めている	認めている
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 5%	1 円(備忘価額)
改 良 費 (※ 2)	区分評価	原則区分評価

※1 租税特別措置法の規定により、中小企業者に該当する法人及び個人事業者が平成 18 年4月1日から令和6年3月 31 日までの間に取得した取得価額 30 万円未満の減価償却資産については、取得価額の全額を損金算入できることとなっています(即時償却)。しかし、この規定は固定資産税(償却資産)には適用されません。したがって、これらの資産は申告の対象となりますので御注意ください。

※2 償却資産の改良のため支出した金額(資本的支出)がある場合は、本体部と区別して申告をお願いします。この場合、本体と同一の耐用年数を御使用ください。

2 実地調査への御協力をお願い

本市では申告があった後、地方税法第 403 条第 2 項及び第 408 条に基づき実地調査を行っています。調査に当たり、地方税法第 353 条の規定により、法人税(所得税)申告書類や決算書類の開示又は写しの提出を求める場合があります。また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、法人税(所得税)に関する書類の閲覧を行わせていただくことがあります。なお、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますので御理解と御協力をお願いします。

3 過年度への遡及

調査に伴う申告内容の修正による賦課決定は、現年度だけではなく過年度にも遡及(地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年度分)します。なお、過年度分において賦課することとなった場合は、通常の納期とは異なり、納期は 1 回となりますので御承知おきください。

4 不申告、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しない場合又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条及び第 386 条並びに会津若松市税条例第 75 条の規定により、過料又は罰則を科せられることがあります。

5 転出・廃業等に際してのお願い

転出・廃業等により、申告すべき資産が本市内になくなった場合は、「18 備考」欄の「4. 廃業・解散・転出等」のいずれかに○を付けて、日付を記入してください。

6 個人番号又は法人番号の記載

マイナンバー制度の実施に伴い、提出していただく申告書にマイナンバー(個人番号又は法人番号)を記載していただくことになります。個人番号を記載した申告書を提出していただく際は、本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施させていただきます。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。郵送及び eLTAX(電子申告)の場合は確認資料の写しを添付してください。なお、法人番号を記載した申告書を提出する際は本人確認資料の添付は不要です。

通知カードの記載事項(住所、氏名等)が住民票の記載と異なる場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。また、個人番号通知書は番号確認や身元確認には使用できません。

※マイナンバーの記入箇所については、この手引の 15 ページを御参照ください。

(1) 本人が申告書を提出する場合

番 号 確 認 資 料	「個人番号カード」「通知カード」等
身 元 確 認 資 料	「個人番号カード」「運転免許証」「健康保険証」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料(写し)	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」 「代理人の税理士証票」 「登記事項証明書及び社員証」(代理人が法人の場合)等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

※代理人が法人の場合、委任状に当該法人の商号又は名称の他、本店又は主たる事務所の所在地も必ず記載してください。

(3) eLTAX(電子申告)で申告書を提出する場合

番 号 確 認 資 料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」等
身 元 確 認 資 料	不要

※マイナンバー制度施行後(平成 28 年1月以降)に電子申告にて申告書等をいずれかの地方公共団体に提出したことがある場合や、本人がマイナンバーカードにより申告書等に署名する場合には、本人の番号確認資料は添付不要です。

V 記入例

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

申告書はボールペンで記入してください。

令和8年度

福島県会津若松市長

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

個人事業主の方は個人番号（マイナンバー）
法人の場合は法人番号を左づめで記入してく

税理士の方が申告書を作成した場合は必ず署名してください。

印字している内容に変更がある場合は、取消線を引いて余白に修正内容を記入してください。

それぞれ該
当する方を
○で囲んで
ください。

15

市内事業所の所在地を記入してください。

有の方は資産
名称、リース会
社名等を記入
してください。

該当する項目を○で囲んでください。

また、以下のことを記入してください。

- ・住所や氏名又は名称に異動があった場合の内容や年月日
- ・特例の対象となる資産がある場合は該当条項等
- ・添付した書類がある場合はその名称
- ・その他申告に必要な事項や参考となるべき事項

前年中に減少した資産の合計。

前年中に増加した資産の合計。
種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入した資産を種類別に合計した額を記入してください。

前年1月1日現在の
償却資産の合計。
前年度において申告
漏れ、他市町村からの
資産の移動により印
字されている数字に
変更がある場合は取
消線を引いて訂正し
てください。

[illegible]

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

申告書右上に「所有者コード」、「行政区」が印字されている場合は転記してください。

提出用

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和 8 年度

所有者コード	行政区	産業分類
個人コード (右づめ)	13	

欄には記入しないでください。

行番 番号	資産の 種類	資産コード	資産の 名称等	数量	取得年月		取得 価額 千円	耐用 年数	減価 残存 率	価額 の特 例 率	課税標準 額	所有者 名	枚のうち	
					年 号	月							枚	目
01	2		洗浄機	1	25	7	800000	10	0.55	38.59		会津建設工業（株）		
02	2		冷蔵庫	1	15	7	200000	6	0.55	38.59				
03	6		エアコン	1	15	7	300000	5	0.55	38.59				
04														
05	2		パワージョベル	1	15	6	500000	6	0.55	38.59				
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
小 計											1800000			

該当する資産の区分番号 1～6 を記入してください。

資産の名称等を記入してください。

資産の数量を記入してください。

取得年月を記入してください。
年号は 昭和は 3
平成は 4
令和は 5
になります。

取得価額を記入してください。
（取得価額は、その資産を取得するのに必要な費用（据付費、運搬費等）を含みます。）。

法定耐用年数を資産ごとに記入してください（中古資産において見積耐用年数によっている場合はその対象年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入し、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」を添付してください。）。

該当する増加事由を○で囲んでください。

摘要の欄には下記の事項等を記入してください。
・令和 7 年 1 月 1 日以前に取得した申告もれについて「申告もれ」
・市外から移動してきた資産については「令和 〇年 〇月 〇日から移動」
・非課税、課税標準の特例に該当する場合にはその適用条項

1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶
4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具・器具及び備品

注意 〇「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに〇印を付けてください。
〇年号 昭和 平成 令和

3 種類別明細書 (減少資産用)

申告書右上に「所有者コード」、「行政区」が印字されている場合は転記してください。

出用)

令和 8 年度

種類別明細書 (減少資産用)

所有者コード		行政区		資産の種類		資産の名称等		数		取得年月		取得価額		耐用年数		申告年度		減少の事由及び区分		摘要	
町	村	個人コード (右づめ)	行政区	資産の種類	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要									
1	2	0	13	2	電気溶接機	1	4 2 5	300000	13	7	1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	R7.11.1 城南設備へ									
2	0	0	13	2	バックホー	1	3 6 4	400000	5	62	1 2 3 4	R7.5.1 福島支店へ 50 万円									
3	0	0	13	6	応接セット	1	5 5 3	200000	5	6	1 2 3 4	のうち 20 万円減少									
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
小計								900000													

1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶
4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具・器具及び備品

○年号 昭和...3 平成...4 令和...5